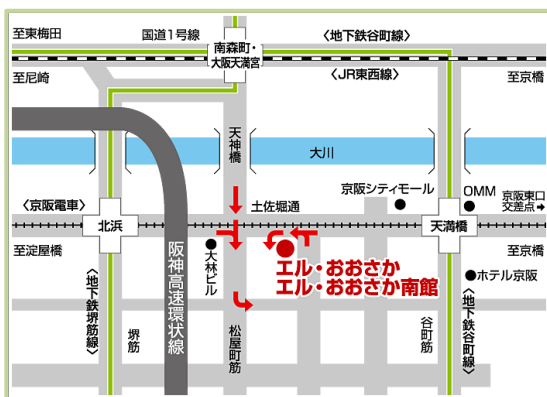


# 真の均等待遇実現をめざして 「同一労働同一賃金ガイドライン案」に どう対応するか

日時 2017年3月21日(火)  
午後6時30分～

会場 エル・おおさか5階研修室2  
(大阪府中央区北浜東 3-14)



■講師 **中村 和雄** 弁護士  
(均等待遇研究会責任者・市民共同法律事務所)

■内容 同一労働同一賃金ガイドライン案の内容、問題点、活用の可能性など

■参加費 無料

2016年12月20日の「働き方改革実現会議」において、政府は同一労働同一賃金ガイドライン案を公表しました。今後、この政府のガイドライン案をもとに、法改正の立案作業を進めるとしています。

このガイドライン案については、貢献度に応じた賞与支給や一部手当の均等待遇を求める一方で、基本給の格差には踏み込まないなど、正規雇用と非正規雇用の格差是正にとって不十分であるとの指摘がなされています。

当協会では、このガイドライン案の内容を学習し、その問題点とあるべき法規制の方向性について考えるとともに、裁判や団体交渉の現場での活用の可能性についても意見交換したいと思います。ふるってご参加ください。

連絡先 民主法律協会  
TEL 06-6361-8624  
FAX 06-6361-2145

切り取らずにこのまま民法協まで FAX (06-6361-2145) 送付してください。

3/21 民法協学習会に参加します。

氏名

所属